

合志西合志 二町合併協議会だより

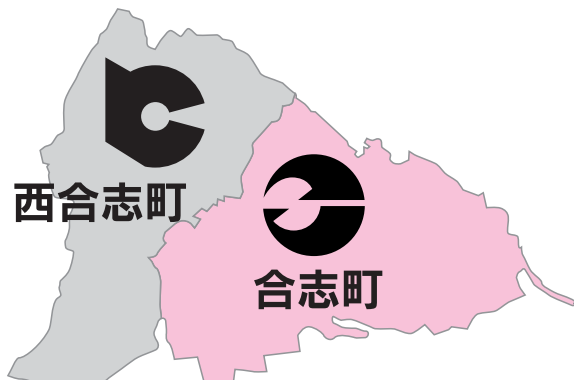
○発行責任者／合志西合志二町合併協議会 会長 秋吉不二雄 ○編集／合志西合志二町合併協議会事務局 菊池郡合志町幾久富1909 - 110



合志西合志二町合併協議会が発足

合志・西合志の両町は、平成17年1月31日（月）に行われた臨時議会において、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき法定協議会設置に係る同文議決を可決し、平成17年2月1日、合志西合志二町合併協議会を設置しました。

また、第1回協議会（2月10日（木）合志町南部町民センター）・第2回協議会（2月22日（火）西合志町民センター）が開催され、合併に向けた協議がスタートしました。



	合志町	西合志町	合計
面積	28.89 k m ²	24.28 k m ²	53.17 k m ²
人口	22,721人	29,207人	51,928人
世帯	7,606世帯	10,517世帯	18,177世帯

(H16.11.30住民基本台帳)



協議会だより 創刊号の発刊に当たっての 会長挨拶

この度、合志西合志二町合併協議会の会長を仰せつかることになりました合志町長の秋吉でございます。協議会だよりの創刊に当たりごあいさつを申し上げます。

皆さまご存知のとおり、合志町と西合志町は、平成17年2月1日に合志西合志二町合併協議会を設立いたしました。

国や地方自治体の厳しい財政状況、少子高齢化社会の到来、多様な住民ニーズなど一昔とは状況が大きく変わってきているなかで、その対応策としての市町村合併について菊池南部三町合併任意協議会や菊池南部四町合併協議会などを通して真剣に研究・協議を行って参りました。

そして、常に私の心を占めておりましたのは、住民の皆さんにとつて何が最善の選択かということでした。

国が一定の基準を示し、その指導に基づいて全国一律に施策を実行していた時代は終わりました。地方分権一括法の施行により、それぞれの地域が持つ個性や能力に応じて施策を選択・実行していく時代となりました。

そのような時代に対応していくためには、先ず、市町村自らの変革の一步を踏み出し、行財政基盤のしつかりとした新しい自治体を創り上げていくことが何よりも大切であると思います。それが、地域の住民の幸せにつながる最善の方法であると思います。そのような思いを胸に菊池南部四町合併

協議会の立ち上げに参加し、努力を重ねて参りました。残念ながら、菊池南部四町合併協議会は休止という結果になりましたが、そこでの協議を通じて合志町と西合志町は地域の将来をともに語る事ができる真のパートナーとして信頼を深めて参りました。現行合併特例法の期限は間近に迫っています。しかし、菊池南部四町合併協議会で培った信頼と研究成果があれば必ずや合併は達成できると確信いたしております。この思いは当協議会の副会長であります大住西合志町長も同様であろうと思います。菊池南部地域の将来の発展のため、先ずは、合志町と西合志町が手を携えて地域の核となる自治体を創り上げ、将来の更なる合併に備えていきたいと思っております。

どうか、皆様方のご支援とご理解を賜りまして、この合志西合志二町合併協議会の活動が実を結びますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

平成17年2月1日

合志西合志二町合併協議会会長

秋吉 不二雄

合志西合志二町合併協議会委員名簿

町名	職名	氏名	所属	町名	職名	氏名	所属
合志町	会長	秋吉 不二雄	町長	西合志町	副会長	大住 清昭	町長
	委員	村上 浩一	町議会議長		委員	吉廣 満男	町議会議長
	委員	光木 寿一郎	町議会副議長		委員	後藤 實雄	町議会副議長
	委員	松村 眞一	議会政策審議特別委員会委員長		委員	柏尾 武二	町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長
	委員	江副 一男	議会政策審議特別委員会副委員長		委員	坂本 富士夫	町議会市町村合併に関する調査特別委員会副委員長
	委員	松永 幸一	助役		委員	内平 卓	助役
	委員	藤井 鴻	教育長		委員	末永 節夫	教育長
	委員	濱口 正暁	学識経験者		委員	平田 誠也	学識経験者
	委員	松岡 真一	学識経験者		委員	上林 節郎	学識経験者
	委員	松田 典房	学識経験者		委員	尾方 洋直	学識経験者
	委員	吉村 明子	学識経験者		委員	白濱 千波	学識経験者
	委員	菊池 仁志	学識経験者		委員	羽田野 廣史	学識経験者
熊本県	委員	村上 建二	菊池地域振興局長				

合志西合志二町合併協議会監査委員名簿

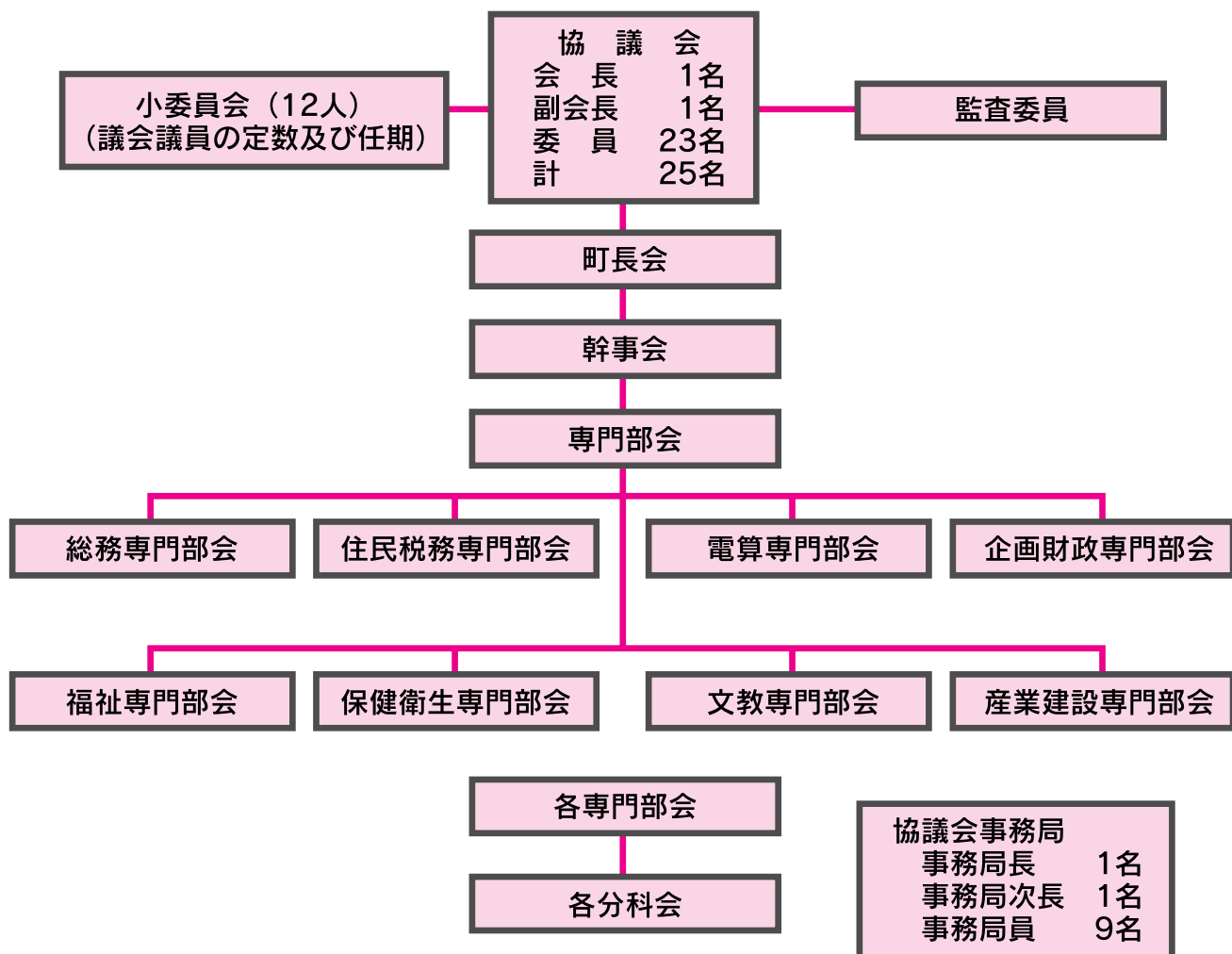
監査委員	西島 健二	合志町代表監査委員	監査委員	緒方 一喜	西合志町代表監査委員
------	-------	-----------	------	-------	------------

平成17年3月1日現在

合併までの道のり



合志西合志二町合併協議会の組織



第1回 合併協議会

2月10日(木)
合志町南部
町民センター



報告事項

次のとおり報告及び提案がなされました。

- 報告第1号 合志西合志二町合併協議会財務取扱要領
- 報告第2号 平成16年度合志西合志二町合併協議会事業計画及び会計予算について

報告第3号 合志西合志二町合併協議会幹事会設置規程について

報告第4号 合志西合志二町合併協議会専門部会設置規程について

報告第5号 合志西合志二町合併協議会事務局規程について

提案事項

協議第1号 合志西合志二町合併協議会会議運営規程について

協議第2号 合志西合志二町合併協議会監査委員の選任同意について
・2ページ名簿のとおり

協議第3号 合志西合志二町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償取扱要領について

協議第4号 議会議員の定数及び任期に関する小委員会設置規程について
・新市の議会議員の定数や任期の取扱いについて調査及び審議します。

協議第5号 合併協議項目について
・52項目とする。ただし、必要に応じ追加・修正できるものとする。

協議第6号-1 新市の名称について
・「新市名称募集要項」により公募する

協議第7号 電算システムの取扱いについて
・合併時に新規システムで統一する。

以上の項目については内容について確認がなされました。

次の事項については、提案のみされました。(提案項目と主な内容です。)

協議第8号 合併の方式について
・合志町及び西合志町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

協議第9号 合併の期日について
・平成18年2月27日(月)とする。

協議第10号 新市の事務所に
・庁舎のあり方は2町の現庁舎を有効活用するため分庁方式とする。
・新市の事務所の位置は、当面、合志町役場とする。

協議第11号 特別職の職員の身分の取扱いについて
・新市の市長、助役、収入役・教育長等の取扱いの基準・方針等

協議第12号 町・字の区域及び名称の取扱いについて
・字の区域については、従前のとおりとする。
・「合志町大字**」を「○市**」に置き換える。

協議第13号 自治会、行政区の取扱いについて
・行政区については現行を基本とするが、新市において再編についても検討することとする。
・両町で重複する行政区名については、合併までに調整する。

「西合志町大字**」を「○市**」に置き換える。
・なお、住居表示については、簡明な番号となるよう、新市においてさらに検討を加える。

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて
・合志西合志二町合併に関する条例・規則等の整備方針を整備する。

協議第15号 窓口業務の取扱いについて
・適正な人員配置を行いサービスが低下しないよう調整する。
・事務内容については、現行のとおりとする。

協議第16号 消防団の取扱いについて
・二町の消防団は合併時に統合する。

協議第16号 消防団の取扱いについて
・二町の消防団は合併時に統合する。



- ・ 団員数は合併前の実団員数を参考に定める。

協議第17号 防災、交通安全関係の取扱いについて

- ・ 防災・防犯・交通安全対策については新市において調整する。

協議第18号 第3セクターの取扱いについて

- ・ 出資金は新市に引継ぎ、施設の管理運営は、現行のとおりとする。

協議第19号 使用料、手数料の取扱いについて

- ・ 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。

- ・ 同一又は類似する施設については、可能な限り統一に努める
- ・ 手数料については、現行のとおりとする。

協議第20号 納税関係の取扱いについて

- ・ 納税方法等については現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第21号 介護保険事業の取扱いについて

- ・ 二町で行っている事業については現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。

協議第22号 1 各種福祉制度（高齢者福祉）の取扱いについて

- ・ 各支援事業については平成17年度までは旧町の例によるが、内容等については、制度の見直し等もあり、合併までに調整し平成18年度から統一する。

協議第23号 社会福祉協議会の取扱いについて

- ・ 合併時に統合できるように調整に努める。

協議第24号 生活環境事業の取扱いについて

- ・ 犬の登録等に関する業務については、現行のまま

- ・ 新市に引き継ぐ。
- ・ それぞれの法による事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第25号 ごみ処理の取扱いについて

- ・ 可燃物、資源物、埋立ごみの処理手数料・ごみ袋売りさばき手数料・生ごみ処理容器等設置補助は西合志町の例による。
- ・ ただし指定袋の形状等については合併まで統一する。

- ・ 他の取扱いについては現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第26号 し尿処理の取扱いについて

- ・ 収集運搬形態は現行のとおりとし、そのまま新市に引き継ぐ。

協議第27号 建設関係事業の取扱いについて

- ・ 市道認定基準、法定外公共物の条例・使用料、道路占用料は合併までに統一する。

協議第28号 都市計画の取扱いについて

- ・ 都市計画区域については現行のまま新市に引き継ぎ、今後ともそれぞれの町が

協議第31号 社会体育の取扱いについて

- ・ 施設等については新市に引き継ぐ。組織等については統合に向けて調整に努める。

協議第32号 人権対策関係の取扱いについて

- ・ 新市において組織体制の整備に努める。実施計画等を策定し人権意識の高揚に勤め、人権教育・啓発活動に速やかに取り組む。

協議第33号 国際交流事業の取扱いについて

- ・ 人材育成等を目的としている海外研修事業については新市に引き継ぐ。

協議第34号 情報公開の取扱いについて

- ・ 情報公開条例・個人情報保護条例等については新市においても制定する。

協議第35号 1 その他の事務事業（選挙、監査、文書管理）の取扱いについて

- ・ 投票区については現行のとおりとし、新市において調整する。



推進してきた市街地の発展を図るものとする。

協議第29号 公営住宅の取扱いについて

- ・ 施設、入居基準、家賃等については現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第30号 小中学校の通学区の取扱いについて

- ・ 通学区域については当面現行のとおりとし、新市の教育委員会で見直しを含め検討を行うものとする。

第2回 合併協議会

2月22日(火)
西合志町民
センター



提案事項

協議第22号―2各種福祉制度
(児童福祉)の取扱いにつ
いて

・各支援事業については平成17年度までは旧町の例によるが、内容等については合併までに調整し平成18年度から統一する。

協議第35号―2その他の事務
事業(土地開発公社等)の
取扱いについて

・土地開発公社については統合し、新市の土地開発公社として存続する。
・指名競争入札参加資格審査登録は新市に引き続き、その他の事業内容については、合併までに調整する。

協議第36号 財産債務の取扱い
について

・第1回で提案された項目については、「町・字の区域及び名称の取扱いについて」が新市の名称が決定したあと、協議を行うことで了承され、他の項目については確認されました。

また、新たに次のとおり提案がなされました。(提案項目と主な内容です。)

・財政調整基金及び減債基金については平成16年度における標準財政規模の20%以上を持ち寄るものとする。
・国民健康保険財政調整基



協議第39号 慣行の取扱いにつ
いて

・市章、市の花・木、キャッチフレーズ、市歌等については新市において新たに制定する。

協議第40号 公共的団体等の取
扱いについて

・統合したほうがよい団体については、合併時に統合できるよう調整に努める。

・独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

協議第41号 一部事務組合等の
取扱いについて

・「熊本県市町村総合事務組合・菊池養生園保健組合・菊池南部清掃組合・菊池広域連合」については合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加える。

合志西合志下水道組合は合併の前日をもって解散し、財産・債務、一般職のすべての職員及びその事務を新市に引き継ぐものとする。

協議第42号 国民健康保険の取
扱いについて

・保険給付については、現行のまま新市に引き継ぐ。
・税率については合併までに調整する。

協議第43号 保健衛生関係事業
の取扱いについて

・各種保健事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、内容については合併までに調整する。

協議第44号 農林水産関係事業
の取扱いについて

・農業委員会の所掌事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
・農業後継者育成・畜産振興・農産振興については、新市において速やかに調整する。また、補助金等の個人給付については、合併までに調整し統一を図る。

協議第45号 商工観光関係事業
の取扱いについて

・企業誘致については、地域の活性化及び雇用の確保を図るための重要な施策であるため、新市においても引き続き支援措置を講ずる。
・各種イベント等について

協議第38号 新市建設計画につ
いて

・新市建設計画の原案について提出する。

合併協議項目一覧(H17年3月1日現在)

区分	番号	協議項目	提案	承認
基本的な協議項目	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市の名称		
		新市の名称募集要項について	○	○
		新市の名称について		
4	新市の事務所の位置	○	○	
5	財産及び債務の取扱い	○		
合併特例法に規定されている協議項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い		
	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
	8	地方税の取扱い	○	
	9	一般職の職員の身分の取扱い		
	10	地域審議会の取扱い		
	11	新市建設計画	○	
	12	特別職の職員の身分の取扱い	○	○
	13	慣行の取扱い	○	
	14	町、字の区域及び名称の取扱い	○	
	15	自治会、行政区の取扱い	○	○
	16	条例、規則等の取扱い	○	○
その他必要な協議項目	17	事務機構及び組織の取扱い		
	18	窓口業務の取扱い	○	○
	19	公共的団体等の取扱い	○	
	20	消防団の取扱い	○	○
	21	防災、交通安全関係の取扱い	○	○
	22	一部事務組合等の取扱い	○	
	23	第三セクターの取扱い	○	○
	24	各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
	25	使用料、手数料の取扱い	○	○
	26	納税関係の取扱い	○	○
	27	国民健康保険の取扱い	○	
	28	介護保険事業の取扱い	○	○
	29	各種福祉制度の取扱い		
		高齢者福祉	○	○
		児童福祉 障害者福祉・その他の福祉	○	
	30	社会福祉協議会の取扱い	○	○
	31	保健衛生関係事業の取扱い	○	
	32	生活環境事業の取扱い	○	○
	33	ごみ処理の取扱い	○	○
	34	し尿処理の取扱い	○	○
	35	農林水産関係事業の取扱い	○	
	36	商工観光関係事業の取扱い	○	
	37	建設関係事業の取扱い	○	○
	38	上水道事業等の取扱い	○	
	39	下水道事業の取扱い	○	
	40	都市計画の取扱い	○	○
	41	公営住宅の取扱い	○	○
	42	学校教育関係の取扱い	○	
	43	小中学校の通学区の取扱い	○	○
	44	社会・生涯教育関係の取扱い	○	
	45	社会体育関係の取扱い	○	○
	46	人権関係の取扱い	○	○
	47	姉妹都市・国際交流事業の取扱い	○	○
	48	広報広聴関係事業の取扱い	○	
	49	情報公開の取扱い	○	○
	50	地域振興事業の取扱い	○	
	51	電算システムの取扱い	○	○
	52	その他の事務事業の取扱い		
指定金融機関				
土地開発公社等 選挙・監査・文書管理		○	○	

協議第46号 上水道事業等の取扱いについて

・「使用料・加入金・検針業務・徴収業務」については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
・指定業者及び工業用水道の各業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

は歴史、文化を尊重し、新市に引き継ぐ。統合できるものについては新市において調整する。

協議第47号 下水道事業の取扱いについて

・「使用料・受益者負担金・受益者分担金」については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。
・指定業者については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第48号 学校教育関係の取扱いについて

・管理運営、施設整備については新市に引き継ぐ。
・奨学金等の就学援助については、新市においても実施する。
・学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第49号 社会・生涯教育の取扱いについて

・各種事業、講座については検討調整を行い新市において引き続き実施する。
・文化協会等の公共的団体については、合併時の統合に向けて調整に努める。

協議第50号 広報広聴関係事業の取扱いについて

・広報誌については現行のまま新市に引き継ぎ、内容・配布方法等については、合併までに調整する。

協議第51号 地域振興事業の取扱いについて

・地区魅力化事業について

は、新市発足までに制度を統一し、新市に引き継ぐ。
・まちづくり政策等の委員会等の設置については、新市において検討する。

報告事項

議会議員の定数及び任期に関する小委員会審議経過報告 第1回(2/10) 第2回(2/16)の小委員会審議の内容について報告がありました。
(1) 議会議員の任期についての調査・審議の内容
(2) 議会議員の定数についての調査・審議の内容



